

議案第 29 号

損害賠償の額を定めることについて

元町 1 丁目地係の勝山市役所駐車場内において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方

2 事故の概要

令和8年6月19日午後4時30分頃、勝山市役所駐車場内において、勝山市職員が運転する公用車を後退させた際に運転操作を誤り、駐車中の相手方車両に衝突して損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金276,804円

令和8年9月8日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。